

大分市公告第226号

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和5年6月9日

大分市長 足立 信也

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

大分市立城南中学校校舎等長寿命化改修事業

(2) 履行場所

大分市大字荏隈 754番地の19

(3) 事業期間

基本契約締結日（令和5年11月）から令和8年6月30日以前で事業者が提案した日

(4) 事業内容

別紙「大分市立城南中学校校舎等長寿命化改修事業入札説明書」のとおり

(5) 予定価格

2,226,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）

2 競争参加資格

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成されるものとする。入札参加者を構成するものを構成員という。
- ② 入札参加者は、特定建設工事共同企業体（甲型）を結成すること。
- ③ 入札参加者のうち、すべての構成員の担当業務（設計、建設、工事監理、賃貸借）を明らかにすること。また、参加表明書の提出時に代表者（以下「代表企業」という。）及びその他の構成員の名称を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ④ 代表企業は全構成員中最大の出資者であること。
- ⑤ 本市は、大分市内に主たる営業所を置く企業が入札参加グループ又は協力企業（構成員から業務の一部を受託し又は請け負う者）として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮

を大いに期待する。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

入札参加者は、令和5年度大分市競争入札参加有資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、設計、建設、工事監理、賃貸借の各業務を行う者は、それぞれ①、②、③、④の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設業務と工事監理業務は、同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者同士が実施してはならない。

※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

① 設計業務を行う者

設計業務には、大分市内に本社を有する業種区分 建築コンサル（建築一般）を1者以上入れること。なお、業種区分 土木コンサル（造園）については、提案内容等を鑑み必要に応じて入れること。また、設計業務を行う者は、以下に示す1)から4)までの要件を全て満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、1)から3)の要件については全ての企業がいずれにも該当し、4)の要件は少なくとも1者がいずれかの要件にも該当すること。

- 1) 建築土法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。（業種区分土木コンサルの事業者を除く。）
- 2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 3) 公告日において、本市に本店があること。
- 4) 平成19年4月1日から令和5年3月31日までの間に、官公庁が発注した学校校舎の新築、改築、長寿命化改修又は増築の基本設計業務又は実施設計業務を完了した実績を有していること。

② 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す1)から5)までの要件を全て満たすこと。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す1)から4)の要件については全ての企業がいずれにも該当し、5)の要件は少なくとも1者が該当すること。

- 1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- 2) 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）により、建築一式工事、土木一式工事、電気工事又は管工事について、本市の入札参加資格者名

簿に登録されていること。

- 3) 本市内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。
- 4) 令和 5 年度において、建築一式工事、土木一式工事、電気工事又は管工事が A 等級に格付けされていること。
- 5) 平成 19 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、延べ面積 1,500 m²以上の官公庁が発注した学校校舎の新築、改築、長寿命化改修又は増築（増築部分の延べ面積が 1,500 m²以上）工事を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す 1) から 4) までの要件を全て満たすこと。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す 1) から 3) の要件については全ての企業がいずれにも該当し、4) の要件は少なくも 1 者が該当すること。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。（業種区分土木コンサルの事業者を除く。）
- 2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 3) 公告日において、本市に本店があること。
- 4) 平成 19 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、官公庁が発注した学校校舎の工事監理業務を完了した実績を有していること。

④ 貸貸借業務を行う者

賃貸借業務を行う者は、以下に示す 1) から 4) までの要件を全て満たすこと。なお、賃貸借業務を複数の賃貸借企業で実施する場合は、以下に示す 1) から 3) の要件については全ての企業がいずれにも該当すること。

- 1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、種目コード40：「レンタル・リース」の取扱品目コード05：「レンタル（プレハブ・トイレ類）」について、入札参加有資格者名簿に登録している者であること又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める「欧州連合等の供給者」（以下「欧州供給者」という。）で、入札の日時までに入札参加資格の認定を受けた者であること。
- 2) 公告日において、大分市内に本店又は支店・営業所等（入札契約に関する権限の委任を受けている者）があること。ただし、欧州供給者はこの限りではない。
- 3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- 4) 平成19年4月1日から令和5年3月31日までの間に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において、官公庁が発注した普通教室を有する仮設プレハブ校舎（延べ面積1,000m²以上かつ2階建て以上）の設置を含めた賃貸借を元請として契約した実績を有している者であること。（契約が完了しているものを原則とするが、現に複数年契約を締結しており、かつ、当該契約の履行が申請日時点において1年以上経過している場合は、期間が完了していないても実績とみなす。）また、本業務に関する建築基準法関連の届出、その他を行う一級建築士の配置、または配置予定があること。

（3）入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 建築土法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものと除く。）でないこと。
- ⑤ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に本市から入札参加資格停止の措置を受けている者。

- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- ⑦ 本事業に係る PFI 等導入可能性調査業務又はアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に係る PFI 等導入可能性調査業務又はアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社建設技術研究所
 - ・ 日本工営都市空間株式会社
 - ・ 有限会社アヴニール設計
- ⑧ 第 6 の 1 に記載の城南中学校長寿命化改修事業民間事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、落札者決定までの間に、本事業に関して、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑨ 最近 1 年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑩ 入札参加者が、他の入札参加者として参加している者。
- ⑪ 公告日から落札者決定の日までの間のいずれの日においても、本市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑫ 公告日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。

3 入札手続等

（1）担当部局

大分市教育委員会学校施設課施設担当班
 住 所：〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号
 電 話：097-537-5647
 F A X：097-532-4592
 E-mail：gakkosisetu@city.oita.oita.jp
 本市ホームページアドレス：<https://www.city.oita.oita.jp/>

（2）事業者選定までのスケジュール（予定）

日程	内容
令和 5 年 6 月 9 日	入札公告、入札説明書等の公表
令和 5 年 6 月 17 日	入札説明書等に関する説明会及び事業予定地の現地見学会の開催
令和 5 年 6 月 23 日	入札説明書等に関する質問受付締切
令和 5 年 7 月 7 日	入札説明書等に関する質問・回答公表
令和 5 年 8 月 10 日	一次審査（参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類）の受付締切
令和 5 年 8 月 18 日	一次審査（参加資格）結果通知
令和 5 年 9 月 29 日	二次審査（入札及び提案に係る書類）の受付締切

日程	内容
令和5年11月上旬	プレゼンテーション
令和5年11月中旬	最優秀提案者の決定
令和5年11月中旬	審査講評の公表
令和5年11月下旬	共同企業体基本契約・設計業務委託契約及び賃貸借業務契約の締結
令和6年8月	工事請負契約の仮契約締結
令和6年9月	大分市議会の議決、工事請負契約の本契約締結、工事監理業務委託契約の締結

① 本公告内容の交付期間、場所及び方法

令和5年6月9日（金）から令和5年9月29日（金）

② 交付場所

3の（1）と同じ

③ 交付方法

交付については、本市ホームページから入手すること。

（3）入札に関する手続き

① 質問及び回答

質問期限：入札公告の日から令和5年6月23日（金）正午まで

質問方法：別紙2「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記3の（1）の担当窓口に原則としてEメールにより提出すること。

質問回答：令和5年7月7日（金）に本市ホームページ上に公表する予定である。

② 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類の提出

提出書類：大分市立城南中学校校舎等長寿命化改修事業入札説明書等を参照

提出期限：令和5年8月10日（木）9時から17時まで

提出方法：持参すること（事前に連絡した上で、持参すること）

提出場所：3の（1）と同じ

提出部数：1部

③ 入札書類審査に関する提出書類の提出

提出書類：大分市立城南中学校校舎等長寿命化改修事業入札説明書等を参照

提出期限：令和5年9月29日（金）9時から17時まで

提出方法：持参すること（事前に連絡した上で、持参すること）

提出場所：3の（1）と同じ

提出部数：正本1部並びに副本14部

④ 入札執行・開札執行の日時及び場所

入札説明書を参照すること。

⑤ 選定結果の通知・公表

令和5年11月中旬の落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知する

とともに、審査結果を公表する。

4 入札保証金

免除とする。

5 契約保証金

基本契約書(案)、設計業務委託契約書(案)、賃貸借契約書(案)、工事監理業務委託契約書(案)及び建設工事請負契約書(案)に基づくものとする。

6 入札の無効

入札参加者が次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- (2) 事業名及び入札金額のない入札書類
- (3) 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- (4) 事業名に誤りのある入札書類
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書類
- (6) 入札金額を訂正した入札書類
- (7) 虚偽の記載がある入札書類
- (8) 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- (9) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- (10) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- (12) 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札書類

7 本事業の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

本事業の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律及び大分市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、本事業に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本事業により取得した個人情報は、事業契約終了後直ちに市に引き渡すものとする。

(3) 守秘義務

本事業を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業契約終了後も同様とする。

8 留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。
- (3) 入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 入札参加者が提出した提案書に関する著作権は、入札参加者に帰属するが、本事業において公表等が必要と認められる時、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。
- (5) 提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。
- (6) 提出された書類については、変更できないものとする。
- (7) 本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (8) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、入札参加者の代表企業に通知する。

9 その他

詳細は、大分市立城南中学校校舎等長寿命化改修事業入札説明書等によるものとする。